別紙様式第21号（第34条の64の21第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

電子決済等代行業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる事務所
の所在地
名　　称
氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

［１・２　略］

３　契約締結銀行

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従つて行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（銀行法第２条第21項第１号に掲げる行為をいう。以下同じ。なお、同号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

［４～７　略］

８　電子決済等代行業の実施状況

［表略］

（記載上の注意）

１　「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（銀行法第２条第21項第１号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

２　「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行つた件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもつて代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第２条第21項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至つた件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

別紙様式第21号（第34条の64の21第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

電子決済等代行業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる事務所
の所在地
名　　称
氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［１・２　同左］

３　契約締結銀行

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従つて行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（銀行法第２条第17項第１号に掲げる行為（第１条の３の３に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、銀行法第２条第17項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

［４～７　同左］

８　電子決済等代行業の実施状況

［同左］

（記載上の注意）

１　「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（銀行法第２条第17項第１号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

２　「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行つた件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもつて代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第２条第17項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至つた件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。